

議案第68号

財産（土地）の取得について

次のとおり財産（土地）を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産及び数量

北上市二子町渋谷33番49 外12筆
11,486.10平方メートル

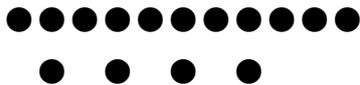
2 取得の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 取得する価格

45,852,505円

4 取得する相手方



令和元年12月5日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上特定公共下水道事業の用地として、取得しようとするものである。

土地の表示

	土地の所在地	取得面積(m ²)		備考
1	北上市二子町渋谷33番49	328	84	
2	北上市二子町渋谷33番51	429	13	
3	北上市二子町渋谷33番54	21	23	
4	北上市二子町渋谷33番55	483	72	
5	北上市二子町渋谷33番56	833	79	
6	北上市二子町渋谷33番57	187	72	
7	北上市二子町渋谷50番9	191	51	
8	北上市二子町渋谷51番2	337	42	
9	北上市二子町渋谷51番3	271	77	
10	北上市二子町渋谷60番1	3,084	87	
11	北上市二子町渋谷61番1	3,887	27	
12	北上市二子町渋谷62番1	1,253	12	
13	北上市二子町渋谷62番2	175	71	
合 計		11,486	10	